

当座預金

平成24年6月27日現在

商品名	・当座預金
販売対象	・法人、個人（ただし、当座預金の開設には当金庫の審査があります）
期間	・期間の定めはありません
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入ができます ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・小切手が支払のために提示された場合または手形が呈示期間内に支払のために提示された場合に支払います
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・無利息
税金	——
手数料	・手形用紙、小切手用紙の発行については別途当金庫が呈示する手数料が必要です
付加できる 特約事項	
中途解約時の 取扱い	——
金利情報の 入手方法	——
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0880-34-2121)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p><u>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</u></p>
その他参考となる事項	・預金保険制度により全額保護されます。

幡多信用金庫